

諫早市、株式会社親和銀行及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる  
地方創生に関する連携協定書

諫早市（以下「甲」という。）、株式会社親和銀行（以下「乙」という。）及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下「丙」という。）は、それぞれの資源を有効活用し、連携協力して、諫早市の経済振興に寄与するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な協力と信頼関係のもとに幅広い分野で相互に連携・協力し、互いが有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、地域経済の活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力項目）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、連携協力して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）地方創生の推進に関する事
- （2）移住促進・定住促進・空き家対策に関する事
- （3）企業誘致に関する事
- （4）地元企業の育成支援に関する事
- （5）創業・起業支援に関する事
- （6）地域経済の活性化に関する事
- （7）子育て等支援に関する事
- （8）行政能力の向上支援等に関する事
- （9）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙丙協議のうえ、それぞれ別途取り決めるものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、これを秘密情報として取り扱うものとし、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し又は本目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれに該当するときは、この限りではない。

- （1）相手方から開示を受ける前に既に公知であったもの
- （2）相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- （3）開示を受けた側の当事者の責によらずにその後公知となったもの
- （4）開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

（5）法令による開示を求められたもの

（6）前各号に定めるもののほか、甲、乙及び丙が協議のうえ、開示することが適当と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本目的を推進、達成するため第三者に相手方の秘密情報を開示又は提供を行う必要が生じた場合、当該第三者に対して本協定により自己が負うものと同等の秘密保持義務を課したうえで、当該秘密情報を開示できるものとする。

3 甲、乙及び丙は、前2項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、保管しなければならない。

4 前3項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年12月18日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号  
諫早市長

宮本 羽雄 

乙 長崎県佐世保市島瀬町10番12号  
株式会社親和銀行

取締役頭取 吉澤 俊介 

丙 福岡県福岡市中央区大手門1丁目8番3号

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

取締役社長 柴戸 隆成 